

# あ ぜ み ち 通 信

\* \* \* \* \*

2 月 1 日  
2006年(平成18年)

農業会議ミニレター(第62号)  
編集・発行:愛知県農業会議

## ◎ 経営所得安定対策大綱を踏まえた農業委員会系統組織における担い手確保・育成対策と品目横断的経営安定対策への緊急取組(資料1)及び取組状況報告のお願い

昨年の10月27日、政府は「経営所得安定対策等大綱(以下「大綱」)を決定し、この大綱の中で、食料・農業・農村基本計画(以下「基本計画」)を実現するための重要な施策である「品目横断的経営安定対策」の仕組みを明らかにし、認定農業者と特定農業団体等の集落営農を施策対象と明確に位置づけました。このように担い手対象を絞り、経営全体に着目した政策に転換することは、戦後農政の最大の改革を意味するものとされております。

また、この政策遂行上、農業委員会系統組織の果たす役割への期待も大きく、農林水産省は11月21日、「品目横断的経営安定対策の導入に向けた担い手育成・確保の取組の推進方針について」(平成17年12月6日付け愛知県担い手育成総合支援協議会から、各市町村段階に通知)で、農業委員会は関係機関と協力して、平成18年秋頃に予定されている対策の加入受付時までに対象要件を満たす担い手をできるだけ多く育成・確保するよう明記しました。

以上を受けて、全国農業会議所では平成17年12月28日改訂「経営所得安定対策等大綱を踏まえた農業委員会系統組織における担い手の確保・育成対策について」を明らかにし、各農業委員会段階では、①取り組みの基本、②スケジュール感を持った取り組み、③農地基本台帳の整備について、④認定農業者を品目横断的経営安定対策の対象とする対策、⑤品目横断的経営安定対策に向けた認定農業者確保・育成対策(認定農業者を増やす取り組み)、⑥集落営農の組織化の取り組みについて、の留意事項を定めました(資料1)。

さらに、品目横断的経営安定対策の19年産からの円滑な導入に向け、認定農業者の増大と集落営農の組織化・法人化について平成18年3月末までに顕著な成果の確保を期し、農業委員会系統組織を挙げて、①農地基本台帳の補正とそれを活用した対象者の洗い出し・絞り込み、②「農業委員会と認定農業者の意見交換会」の2点についての実施を基本とする緊急の取組を実施するよう依頼がありました。

さらに「市町村農業委員会における品目横断的経営安定対策の取組と『農業委員会と認定農業者との意見交換会』への取組状況について」の報告依頼を平成18年1月12日付け17会議所発第619号、18愛農会議第22号全国農業会議所会長及び愛知県農業会議会長の連名で各農業委員会にお願いしました。年度末業務ご多忙の折恐縮ですが、2月13日まで報告下さいますようお願いいたします。

詳細は農業会議農政課落合までお尋ねください。

◎ 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を策定・・・・・・・・愛知県

愛知県では、農家数の減少や耕作放棄地の増加など本県農業を取りまく状況の変化に対応するため、平成11年に策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の見直しを行い、新たな基本方針を平成18年1月18日に策定し公表しました。

新たな基本方針は、本県農業の10年後のあるべき姿を見通したものです。今回、新たに遊休農地の解消に関する事項と特定法人貸付事業の実施に関する方針も盛り込まれました。この基本方針は、市町村が策定する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の指針となるもので、これを受け、今後各市町村の基本構想の見直しがなされることとなります。

◎ 「市町村及び農業委員会における耕作放棄地面積の管理について」・農林水産省

2005年農林業センサスで明らかになった38万5千haの耕作放棄地の大幅な縮減に向け、関連施策の重点実施や国の直接指導を行うための基礎的情報の整備を進めるため、農林水産省経営局構造改善課長並びに農村振興局企画部地域計画官の連名による「耕作放棄地面積の管理について（平成18年1月6日付け17農振第1477号）が通知されましたので、1月18日付け18愛農会議第18号で各農業委員会に送付させていただきました。

各農業委員会の取り組み事項は、毎年定期的に行っている農地パトロール等で確認した耕作放棄地のうち、既に原野化している農地面積を把握し、農地基本台帳に整理し、これらの情報を市町村部局へ報告することとされました。

◎ 常任会議員会議の審議状況

去る1月17日に開催された常任会議員会議では、知事諮問案件として農地法第4条に基づく転用事案45件 23,518平方メートル、第5条に基づく転用事案 372件 358,438平方メートルが審議され、いずれも許可して差し支えない旨、答申されました。

また、その他事項として、全国農業会議所が定めた「農業委員会系統組織・担い手確保育成対策と品目横断的経営安定対策への緊急取組について」の概要を説明するとともに、今回の常任会議員会議で、全国農業会議所の役職員から直接この取組の必要性と重点の解説を受ける予定である旨報告しました。

◎ 最後となる農業所得標準の開示に関する打合せ

名古屋国税局は1月20日、東海4県の県及び市等の税務担当者、農協中央会及び農業会議の部局長等の出席を求め、平成17年分農業所得標準の開示に関する打合会を開催し、基準地における普通田所得標準、転作田所得標準・標準外経費標準について開示しました。なお、今回の開示をもって農業所得標準は全て廃止となり、収支計算方式に移行するため、本年から全てが記帳、支払書類の整備を要求されることとなります。

普通田所得標準については、愛知県基準地（豊橋市）で、10アール当たり玄米、収穫量507kg、収入金額99,661円。必要経費として租税公課4,568円、種苗費1,708円、肥料費12,798円、農薬費8,340円、農具費4,765円、償却費3,209円、その他11,624円、計47,012円。差引所得金額52,649円、所得率53%とされました。

また、転作田所得標準については、麦類・収穫量、10kg当たり220円、雑穀（大

豆等) 収穫量、10kg 当たり640円、飼料・収穫量、10kg 当たり20円。

その他、標準外経費標準については、動力耕耘機(大型、普通型、小型)、貨物自動車、バインダー、コンバイン、田植機(動力2条・4条、乗用)、トラクター(20馬力未満、以上)、雇人費、借入金利子、ライスセンター利用料、水稻苗購入代金などの経費及び稲作所得基盤確保対策及び集荷円滑化対策に係る生産者拠出金についてそれぞれ開示されました。

### ◎ 新規申し込み者確保のお願い・・・・・・・・全国農業新聞の普及状況(資料2)

全国農業新聞の1月の普及状況は、前月対比3,728部減の187,668部となり農業委員数対比の普及率は4.1(愛知県は2.7)となっています。普及率が大きく上がっているのは、普及率の分母となる農業委員数が毎年12月時点で見直されることによるもので、今回は市町村合併に伴い農業委員数が大幅に減少したことによるものです。

本県の普及状況は前月まで4ヶ月連続増でしたが、今月は残念ながら前月対比252部減の3,869部と4千部を下回ってしまいました。今後も市町村合併の動きもありますが、担い手(認定農業者、農業法人)等への普及推進による新規購読者の確保対策に取り組みいただきますようお願い申し上げます。

なお、平成17年の普及推進結果につきましては資料2のとおりです。

### ◎ 平成18年末までの交渉妥結を目指す・・・・・・・・WTO香港閣僚会議結果説明会

WTO香港閣僚会議は昨年(平成17年)の12月13日から18日にかけて開催されましたが、この結果説明会が農林水産省東海農政局主催で1月19日、名古屋能楽堂で行われました。

説明会には、東海3県の県・農業団体職員約80名ほどが参加。交渉に直接携わった大臣官房国際部国際調整課の玉井哲也参事官から、交渉の経過と閣僚会議の内容の説明を受けました。これによると、構造的要素のうち意見の収れん部分及び交渉スケジュールを盛り込んだ閣僚宣言が採択され、本年4月までに各国共通のモダリティ(保護削減の基準)を確立し、同年7月までに各国がモダリティに基づく包括的な譲許表案を提出、枠組み合意及び香港閣僚宣言を基礎に、平成18年末の交渉妥結を目指すこととされています。

### ◎ 2005年度優良担い手表彰で豊橋市の山本氏が農林水産省経営局長賞を受賞

全国担い手育成総合支援協議会は、農業経営の改善や地域農業の振興などで成果を挙げた個人農業者や組織を表彰する2005年度優良担い手表彰の表彰式と発表会を25日、東京・大手町のJAビルで開催しました。本県からは個人・土地利用型部門で豊橋市の山本憲悟氏が農林水産省経営局長賞を受賞されました。この度の受賞を心からお祝い申し上げます。

今年度から個人と法人を表彰する優良認定農業者部門のほか、優良集落営農部門が新たに追加されたことから、大臣賞、経営局長賞、全国担い手育成総合支援協議会会長賞として、65の個人・組織が受賞されました。

### ◎ 新城設楽支部の農業委員・職員研修会を開催

新城設楽支部の農業委員・職員研修会を1月11日、新城市文化会館で81名の参加を得て開催しました。各支部ごとの研修会としては最後となりましたが、研修会の

前段は、「農業委員会と農業・農村をめぐる情勢について」を本会松平事務局長が、次いで新城設楽農林水産事務所の竹内農政課長から、食と緑の基本計画「新城設楽地域推進プラン」についての説明を受けました。後段は「農業委員の任務について」の説明を本会職員から行いました。説明後の質疑では国の品目横断的経営安定対策に関する事項を中心に意見交換が行われました。

◎ 「アグリビジネスの経営戦略」・・・稲作経営者会議・県立農業大学校

愛知県稲作経営者会議（会長；伊藤善彦氏）の経営対策研修会と県立農業大学校の農業者生涯教育研修の合同研修会が1月27日、県立農業大学校で開催され80名ほどが参加しました。

研修内容は、博報堂農業プロジェクト客員スタッフで福岡県立大学講師のひらおかしげる平岡豊マーケティング・プロデューサーによる「稲作経営の多角化を探る」と題した講演と、東海農政局の水野生産経営流通部長による「新たな食料・農業・農村基本計画の施策の推進について」の研修を受けました。いずれも今後の稲作経営にとって重要な問題であり、参加者には有意義な研修会となりました。

◎ 全ての相続税納税猶予の継続届出書の提出が義務付けられました・・・・・・・・

納税猶予に関する打合せ

名古屋国税局は1月20日、東海4県の農地担当者と農業会議担当者を招集し、納税猶予に関する打合せを開催しました。打合せでは、17年度税制改正において、農業経営基盤強化促進法の一部改正で「一定の遊休農地」については納税猶予の特例対象農地から除外され、また特例適用を受ける農地等に係る納税猶予の確定事由に該当することとされました。さらに相続税の納税猶予の特例に係る継続届出書の提出について、従来は特例農地等の全部担保の場合は免除されていましたが、平成17年4月1日以降に特例適用を受ける場合は、全て3年毎の継続届出書の提出が義務付けられました。

なお、今回の合意事項については次の2項目の提案があり、今後各税務署ごとに開催される納税猶予適正化協議会で協議される予定ですので御承知ください。

- ① 土地区画整理区域及び土地改良区域内における特例農地の移動状況の把握及び各税務署に対する連絡（通知）体制について
- ② 適格者証明発行時に申請者から特例農地の利用状況を聴取する際に活用する特例適用チェック表の様式改正及び確実な活用について

◎ 農業会議会長賞には幸田町の辻本初雄さんが受賞・・・・・・・・愛知県いちご品評会

愛知県・いちご連・JA経済連で構成する県いちご品評会が1月24日、豊橋市の経済連東三河センターで開催され、県内生産者から230点が出品されました。出品された品種は「とちおとめ」「章姫」「紅ほっぺ」など4品種で、「とちおとめ」が67%、「章姫」が26%を占めました。会場では県が育成した新品種の「ゆめのか」の展示・試食会も行われました。

農林水産大臣賞は豊川市の地宗馨さんが、農業会議会長賞には幸田町の辻本初雄さんが受賞されました。

◎ 「新・農業人フェア' 06」へ参加

全国新規就農相談センター、全国農業会議所、(社)日本農業法人協会研修農場ネットワーク、在阪道府県協議会主催による本年度第5回目となる「新・農業人フェア' 06」が1月14日、大阪市の梅田スカイビルで開催され、本会も出展しました。

当日は悪天候の中、600名を超える来場者があり、当県ブースへは8名の農業法人への就職又は研修希望で、将来は独立するための相談でした。次回は、本年度最終となる6回目が2月11日、東京の池袋サンシャインで開催されます。

◎ 農と暮らしの研究発表大会2006.....輝きネット・あいち

農村女性で組織された「輝きネット・あいち」(会長;成瀬うた子氏)は1月25日、愛知県立農業大学校で農と暮らしの研究発表大会2006を開催しました。研究発表では、応募22グループのうち第一次審査で選ばれた6グループがそれぞれの活動内容や特産品づくりなどの取り組みを発表。

審査の結果、知事賞には東栄町の「農村輝きネット・とうえい」が、農業会議会長賞には新城市作手の新規参入者のパートナーも加入するグループ「グリーントマト」が選ばれました。

◎ 「全国結婚研究会議」及び「2006結婚フォーラム」開催のご案内

(財)日本青年館主催、(財)日本青年館結婚相談所主管による「全国結婚研究会議」及び「2006結婚フォーラム」が2月19~20日に東京・神宮外苑の日本青年館国際ホールで開催されます。

第1日目はジャーナリストの白河桃子氏の最新のお見合い事情~結婚情報サービス業界から読む~、秋田県連合青年会監事・農業経営者の遠藤暁氏や求職中の細谷ちか子氏などによるシンポジウム「働くわたしたちの希望」、一橋大学大学院の木本喜美子教授、放送大学の宮本みち子教授、聖栄大学の長須正明専任講師による若者育成と家族形成調査から「若者の仕事、地域、家族状況から結婚支援を問う」といった3講座が、2日目は各地の結婚支援実践報告として、大分県臼杵市のNPOぶぶらの加納三代代表、本県田原市地域福祉課の岡田安弘課長補佐、高知市の高知結婚応援団の楠瀬由美団長による報告等が予定されております。

参加を希望される方は、2月13日(月)までに直接(財)日本青年館結婚相談所(Tel03-3475-2566、FAX03-3475-2569)へお問い合わせ・申し込み下さい。

◎ 平成17年度愛知県農業機械利用技能検定試験のご案内

農業機械化の進展とともに、農業機械・施設の大型化・高性能化が著しく、その効率的利用及び農作業の安全確保が重要な課題とされています。このため、農業機械利用技能についての研修を終了した者等を対象として、取得した技能の検定を行うことにより、農業機械の適正効率的利用と農作業安全を推進するため3月3日、愛知県立農業大学校で検定試験が行われます。試験区分は「農業機械士技能」及び「指導農業機械士技能」です。また、本検定試験と連動して農業機械士研修、指導農業機械士研修が3月1~2日に同じ会場で開催されます。

申し込みは各市町村に提出し、農林水産事務所を經由し2月17日までとされてい



《資料1》

経営所得安定対策等大綱を踏まえた農業委員会系統組織における担い手の確保・育成対策（平成17年12月28日改訂・全国農業会議所）の市町村段階の取組ポイント

1. 取り組みのの基本

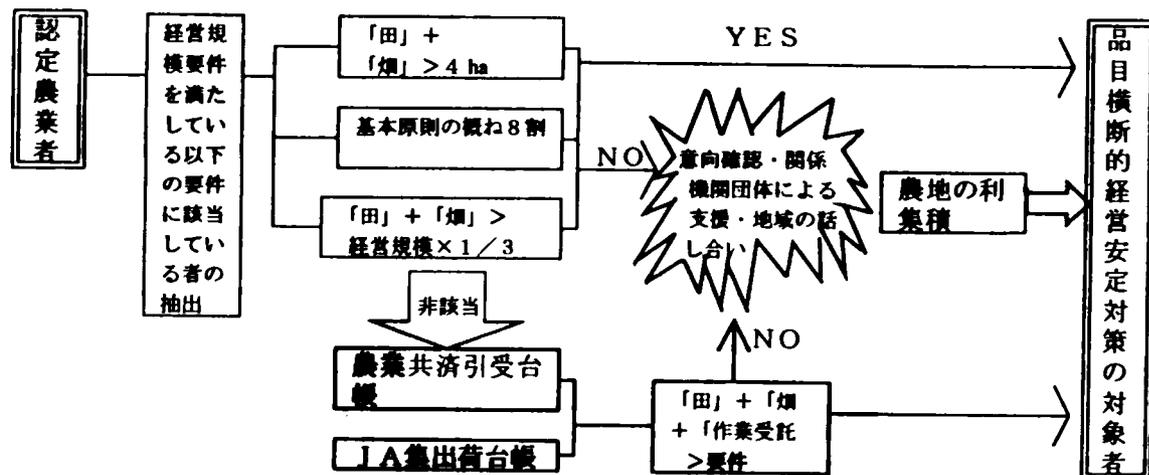
- ステップ0 地域の関係機関（農業委員会、市町村、JA、普及指導センター等）が連携した推進体制の整備（各々の役割の明確化）
- ステップ1 品目横断的経営安定対策の内容を現場に周知徹底（周知手法の等の確認と関係機関の位置付け・分担の明確化）
- ステップ2 地域戦略の明確化（農業委員会としての考え方を確認）
- ステップ3 対象者・組織のリストアップ（農地基本台帳の整備）
- ステップ4 対象者・組織の意向確認（意見交換会等集落座談会の活用）
- ステップ5 要件達成に向けた行動計画の作成と具体的な活動の展開（同上）

2. スケジュール感を持った取り組み

- 体制づくり期間（年内取り組み）…品目横断的経営安定対策の熟知と農家への基礎的PR、農家基本台帳等を活用した対象者の絞り込み等
- 現場活動期間（年明け～田植え前）…農業委員会と認定農業者との意見交換会等
- 各種手続き期間（田植え後～米収穫前）…認定農業者認定作業、農用地利用規程見直し完了、品目横断的経営安定対策加入手続き）

3. 農地基本台帳の補完・整備等 … 品目横断的経営安定対策加入要件での面積は、農地基本台帳の現況地目の田と畑の合計とされている。

4. 認定農業者を品目横断的経営安定対策の対象とする対策



- (1) 品目横断的経営安定対策加入対象候補者の洗い出し … 既存の認定農業者が要件を満たしているかどうかの確認、満たしている（認定済加入対象候補者）場合 ⇒内容説明と加入手続き誘導
- (2) 「認定済加入対象者（3要件に該当）」に該当しない認定農業者への対応 … 対策への加入希望の確認、希望がある場合 ⇒対象要件を満たす水準までの規模拡大への取り組み、又は集落営農の構成員への位置づけ検討
- (3) 農地基本台帳で対象要件を判断できない者への対応 … 作業受託の有無と内容の精査、物理的制約から規模拡大困難地域かどうか、複合経営等の内容確認等。

5. 品目横断的経営安定対策に向けた認定農業者の確保・育成対策（認定農業者増加取組）

- (1) 品目横断的経営安定対策加入対象候補者の洗い出し …農地基本台帳に基づき、加入対象候補者洗い出し。認定農業者の場合は上記（1）、それ以外は認定農業者への誘導。
- (2) 「認定農業者」確保目標の設定 …該当者を最重点に認定農業者へ誘導。
- (3) 「認定農業者」確保の取り組み …個別訪問、個別相談、研修会開催等。
- (4) 「農業委員会と認定農業者との意見交換会」の実施とその活用
- (5) 農地基本台帳で対象要件となるか否かを判断できない者への対応 …関係機関・団体と協議しながら各種手段を活用し該当者への働きかけ。

6. 集落営農の組織化の取り組みについて

- (1) 関係機関との連携強化による該当集落・担当農業委員等の確定
- (2) 農用地利用規程再認定に取り組む農用地利用改善団体への対応

《資料2》

平成17年全国農業新聞普及推進結果

平成17年12月1日現在

1 「農業委員一人あたり1年・1部拡大運動」達成農業委員会

委員会名	農委員数 人	購読部数 (16.12.1)	購読部数 (17.12.1)	増部数	備考
江南市	19	25	74	49	
豊明市	20	39	78	39	
扶桑町	19	18	39	21	
半田市	17	50	96	46	
常滑市	28	60	101	41	
東海市	24	61	99	38	
大府市	19	39	96	57	
知多市	24	67	91	24	
阿久比町	18	47	85	38	
南知多町	22	30	82	52	

2 「農業委員数の5倍以上・若しくは150部以上の部数を確保・維持」達成農業委員会

委員会名	農委員数 人	購読部数 (16.12.1)	購読部数 (17.12.1)	普及率	備考
半田市	17	50	96	5.6	
大府市	19	39	96	5.1	
美浜町	23	143	133	5.8	
碧南市	22	103	121	5.5	
西尾市	22	155	153	7.0	
豊田市	46	446	266	5.8	
新城市	36	195	162	4.5	
田原市	26	270	239	9.2	

3 前年12月1日対比5部増を達成した農業委員会 (上記1、2除く)

委員会名	農委員数 人	購読部数 (16.12.1)	購読部数 (17.12.1)	純増分	備考
安城市	32	103	109	6	
東栄町	9	15	20	5	
豊橋市	43	115	131	16	
名古屋市	38	112	117	5	